○農林水産省告示第百四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の六第二項（同条第五項の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定に基づき、平成二十一年一月十六日農林水産省告示第三十八号（平成二十二年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル並びに平成二十三年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）の果実の単位当たり価額として農林水産大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　群馬県吾妻郡六合村大字入山字木川附六九六の九、六九六の一二、六九六の二八

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び六合村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　群馬県安中市西上秋間字入会沢一四六一の一、一四六二の一、一四六二の二、一四六三、一四六四、一四六五の一、一四六五の五、一四六九、一四七〇の一、一四七〇の二、一四七一の一、多野郡神流町大字船子字夏焼八八七の四、甲九三、八九三の二、八九五、八九六、九二七、乙九二八、九三〇、乙九三一、九三二、甲九三三、乙九三三、丙九三三、丁九三三、甲九三四、九三四の二、甲九三五の二、九四七、九七〇の二、九八二の一、乙九八七の一、字大芝一一五一、吾妻郡東吾妻町大字大戸字稲田五三八、甲五三九、六〇一から六〇三まで、字城山二三六七、甲二三七二、乙二三七二、二三七三、二三七四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁並びに安中市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　群馬県吾妻郡中之条町大字青山字大久保六七六、大字上沢渡字前尻二五七三の六、字蛇野二八六一、二八六七の一から二八六七の三まで、二八六八、字権現沢二八七〇の五、東吾妻町大字金井字水頭一八七、字水頭山五九七の二から五九七の四まで、五九八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岡山県新見市神郷油野字青笹四二八五の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岡山県真庭市三阪字戸坂西平一八一の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　高知県宿毛市野地字ツキ池二九五、二九八、字古田山二九九の一、三〇七の一、三〇七の二、一二九三から一二九六まで、一二九八から一三〇一まで、一三〇三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　高知県宿毛市小筑紫町石原字熊藪一八五八の一、一八五八の五、一八五八の七、一八五八の八、一八五九の二、字カタキ原一八八四の一〇、一八八五、字熊ノハヱ一八六一の一、一八六一の四